

令和8年度 松山市立石井北小学校いじめ防止基本方針

R8. 4. 22 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。またいじめは、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、石井北小学校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響や命を脅かすこともあることなど、いじめ問題に関する理解を深めることを目的に、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等

【家庭地域等】

健全育成委員会
(PTA、学校評議員
SGL、青少年育成
支援委員等)

【外部専門家】

教育支援センター
弁護士
松山南警察署
(スクール
カウンセラー)

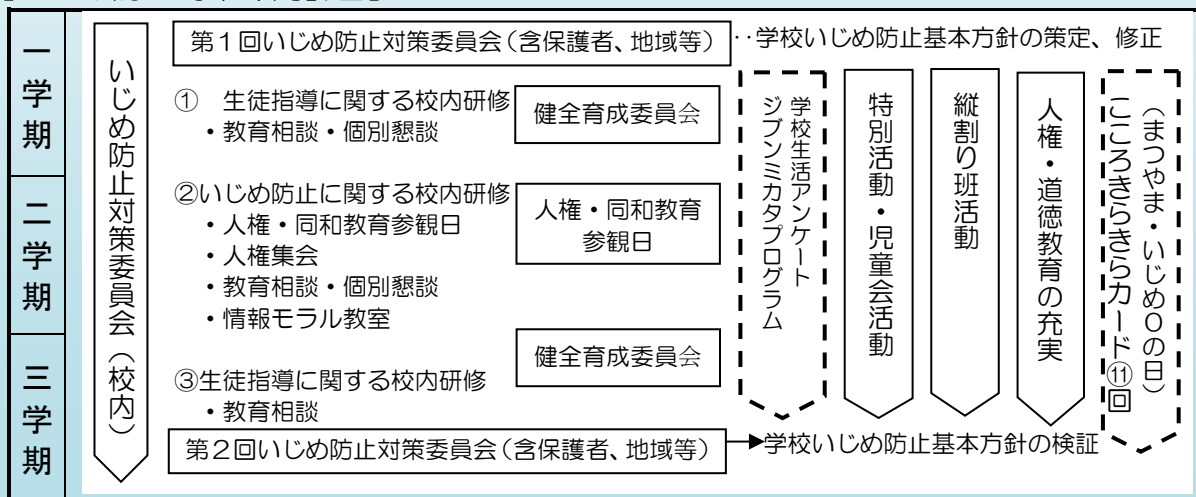
【関係機関】

松山市教育委員会
愛媛県福祉総合支援センター
こども家庭センターこども相談課
医療機関
松山市教育支援センター
松山市人権擁護委員協議会
愛媛大学、法務局等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した組織的・継続的な指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒指導主事研修、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 毎月10日の「まつやま・いじめ0の日」に、友達にしてもらってうれしかったことや友達のよいところなどを紹介合う「こころきらきらカード」に全校で取り組む。火曜日の昼休みには「にいじろタイム」として、学級みんなで遊ぶ日を設け、交流の機会とする。
- ④ 人権・同和教育の充実を図り、人権・同和教育参観日の際、いじめ防止の視点を盛り込む。
- ⑤ 命を大切にする心や将来への夢や希望を育む道徳教育を充実させる。
- ⑥ 思いやりの心を育み、助け合い、支え合うことのできる学級経営を充実させる。
- ⑦ 可能な限り、児童会活動においていじめに関わる問題を取り上げる。
- ⑧ 「えひめいじめSTOP! デイ」や「子どもから広がるいじめ0ミーティング」への参加を通して、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑨ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会(健全育成委員会)を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。健全育成委員会で保護者や地域住民に対し、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有し、蓄積をする。（学年会、生徒指導部会、職員会議等の有効活用）
- ② 毎月1回学校生活アンケート（ジブンミカタプログラム）を実施するとともに、個別面談や日記等できめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談を適宜実施し、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない児童や、いじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 相談機関等の周知
学校以外の窓口（「こども家庭センター・こども相談課」等）について、教職員や保護者に周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む。

① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）

いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

② 組織的に対応

教職員が一人で抱え込まず、学年部や生徒指導部、管理職等へ相談し、その情報を共有する。その後、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

③ いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的処置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。

④ いじめた児童への指導又は、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する処置を執る。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。

⑤ いじめの実態調査

アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査を行う。

⑥ 集団への働き掛けと継続的な指導

「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるように指導する。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を学校全体に浸透させる。

⑦ ネット上のいじめへの対応

教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会（情報モラル教室等）を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、松山南警察署に連絡をするとともに、直ちに削除依頼等の処置を執る。

⑧ 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは松山南警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに松山南警察署に相談し、適切に援助を求める。

⑨ 重大事態への対応

学校がいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに、教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもとの対話を大切にし、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○子どもの様子が変わったと思ったら、迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○けがや金品の被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○いじめは許されない行為であることを教え、我が子が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちに積極的に挨拶などの声かけをしましょう。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。「地域の子どもは地域で育てる」気持ちで子どもたちを見守りましょう。